

太田市告示第 1 7 号

市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき
令和 7 年 3 月 2 6 日から次の市道路線の供用を廃止する。

その関係図面は、告示の日から 1 月間太田市役所都市政策部道路整備
課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

太田市長 清 水 聖 義